

大阪市職員労働組合セクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪市職員労働組合セクシュアル・ハラスメント防止等に関する指針」に基づき、大阪市職員労働組合（以下「市職」という）の活動におけるセクシュアル・ハラスメントを未然に防止し、これを根絶するための必要な啓発の実施、また、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合、迅速、公正、適切に対処して解決を図り、男女が対等平等な立場でともに労働組合活動に参加・参画できる環境を実現することを目的とする。

(対策委員会)

第2条 セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発と研修計画の策定およびセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の解決と公正な処理を行うため、セクシュアル・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という）を市職本部に設置する。

2 対策委員会は第3条に規定する相談窓口として、セクシュアル・ハラスメントに関する相談・苦情に応じ、かつ相談者が望んだ場合は、対策委員会として事実の調査・確認を行い、問題解決にあたる。

この場合において、対策委員会は、公正な調査を行うこととし、調査の結果、セクシュアル・ハラスメントの事実が確認されたときは、被害者の安全確保と活動環境・名誉回復等に必要な方策および加害者に対する必要な措置を講じるよう市職本部執行委員長（以下「執行委員長」という）に報告・助言する。

3 執行委員長は、対策委員会から報告・助言を受けた場合、その内容を尊重し、速やかに対処しなければならない。

その際には、市職規約にもとづく統制処分を含むものとする。

4 対策委員会の運営については、別に定める。

(相談窓口)

第3条 セクシュアル・ハラスメント等に関する相談・苦情を受け付ける相談窓口を設置するとともに、外部相談員を置く。

2 相談窓口は、第2条の対策委員会が担当し、必要に応じて外部相談員の助言を求める。

3 外部相談員は専門家（弁護士、カウンセラー等）をもって充てることとし、市職本部は組合員に対し、外部相談員の氏名と連絡先および相談の方法等を周知するものとする。

4 セクシュアル・ハラスメントを受けていると思う組合員は、相談窓口以外に、外部相談員に相談または援助を申し出ることができる。また、被害を受けている組合員以

外の第三者も外部相談員に申し出ることができる。

- 5 外部相談員は、前項の規定による申し出を受けたときは、申し出人および関係者から事情を聴取し、対策委員会と連携して解決処理にあたる。
- 6 被害を受けたものが、相談窓口以外に相談することを妨げてはならない。

(プライバシー保護)

第4条 申し出人の相談・苦情およびその解決にあたって、外部相談員および対策委員その他の関係者は、当事者のプライバシーを厳守し、とくに申し出人が申し出によって不利益を被ることがないようにしなければならない。

- 2 申し出人の相談・苦情およびその解決にあたって、関係書類を作成・保管する場合は、情報漏洩に十分留意しなければならない。

(附 則)

この要綱は、必要な決定手続きを経て実施する。